

第3章 計画の基本理念と目標

1 計画の基本理念

基本理念は、本市が目指す地域福祉のあり方の方向性を示す普遍的な理念であることから、第1次計画・第2次計画を承継し、本計画の基本理念を次のように定めます。

人から人へ 心つながる共生都市 くまがや

～一人ひとりが いきいきと 安心して暮らせる福祉のまち～

平成30年3月に策定した「第2次熊谷市総合振興計画」では、本市の将来都市像を「子どもたちの笑顔があふれるまち 熊谷 ～輝く未来ヘトライ～」と定め、地域資源を生かした独自性と自立性の高い持続可能なまちづくりを進めるとともに、子どもたちが郷土愛を育みながら健やかに育つ都市を目指しています。

また、将来都市像を実現するため、「人にやさしい思いやりのあるまち」を政策の一つに定め、楽しく子育てできる環境、子どもが健やかに成長できる環境、高齢者が元気に暮らせる環境、障害者が暮らしやすい環境づくりを推進するとともに、地域福祉の考え方のもと、地域住民が連帯し、支え合い、助け合うことができるやさしい思いやりのあるまちをつくることとしています。

第1次計画・第2次計画の基本理念である「人から人へ 心つながる共生都市 くまがや ～一人ひとりが いきいきと 安心して暮らせる福祉のまち～」は、「第2次熊谷市総合振興計画」が目指す「まちづくり」にも通じる理念であることから、本計画においても、この基本理念を承継し、地域福祉を推進することとします。

人と人が共生する地域づくりを実現するためには、市民一人一人が取り組む「自助」、地域で協力して取り組む「共助」、行政等が取り組む「公助」が適切に役割を担うとともに、関係機関を含め、それぞれが連携・協働し、分野を超えて横断的に地域全体で取り組むことが重要となります。

本計画は、国が実現を目指す「地域共生社会」と理念を共通のものとし、全ての市民が地域福祉の担い手として、お互いが支え合い、助け合い、しあわせを感じながら安心して暮らせる、心つながるまちづくり（共生都市）を目指します。

2 計画の基本目標



計画の基本理念を実現するため、第1次計画・第2次計画に引き続き、次に掲げる4つの視点を基本目標と定め、社会福祉法で定める地域福祉を推進します。

○「社会福祉法」抜粋
(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

基本目標1 市民参加による地域福祉の推進

全ての市民が、地域福祉に関心を持てるよう、必要な情報を正確にわかりやすく伝える仕組みを強化するとともに、福祉教育や情報の提供を充実させ、地域福祉に触れる機会を増やす取組を推進します。

また、満足度の高い協働のまちづくりを推進するため、市民の主体的な参加が根付く環境づくりを進めます。

基本目標2 地域ネットワークによる支え合いの構築

自治会やサロン、地域のボランティア、サークル活動などを通じて、地域福祉の根幹となる人と人とのつながり・交流が盛んなまちづくりを推進します。

また、「支え手」「受け手」という関係性を超えて、市民相互の支え合い、市民と行政との協力による支え合いの取組を進めるとともに、地域・行政機関等が適切に連携・協働し、包括的な支援体制の構築を図ります。

さらに、今後、定年退職を迎える方などの社会参加を促進するため、生涯学習や生きがいづくりによる地域交流の機会を充実させる取組を進めます。

基本目標3 福祉サービスの適切な利用の推進

地域の中で支援を必要としている人が、円滑に福祉サービスを利用することができるよう、市、社会福祉協議会、関係団体のネットワーク化を進め、福祉サービスのニーズを的確に把握し、サービス利用へと結びつける仕組みづくりを推進します。

また、地域の中で市民一人一人の人権がお互いに尊重され、自分らしくいきいきと生活できる社会を目指します。

基本目標4 安全で安心できる生活環境の実現

市民のだれもが安心して暮らすことができるよう、交通安全や防災・防犯体制を強化するとともに、支援を必要とする人を孤立させないよう、地域の見守り、支援体制の充実を図ります。

また、全ての人が自由に外に出て活動が行えるよう、快適で住みやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

さらに、生活困窮者や社会的孤立状態にある方などに対し、関係機関等と連携した支援を行い、地域社会での自立した生活を促進します。

3 計画の体系



基本理念	基本目標	基本施策	取組内容
一人ひとりが いきいきと 安心して暮らせる 福祉のまち くまがや	1 市民参加による地域福祉の推進	(1)地域・福祉への意識を高める	①地域への参加意識の高揚
			②福祉意識を高める講座・機会の充実
			③広報等による情報提供の充実
	2 地域ネットワークによる支え合いの構築	(1)地域ぐるみの支援体制の構築	①隣近所の支え合い
			②自治会の活動支援
			③校区連絡会の活動支援
		(2)包括的な支援体制の構築	①地域包括ケアシステムの整備
			②総合相談支援体制の整備
		(3)地域交流の促進	①地域交流の場の充実
		(4)社会参加の促進	①生きがいづくり
	3 福祉サービスの適切な利用の推進	(1)福祉関係組織の充実・連携	①民生委員・児童委員の機能充実
			②市と社会福祉協議会との連携強化
		(2)権利擁護体制の構築	①相談支援体制の充実
			②権利擁護体制の充実
			③成年後見制度の利用促進
		(3)福祉サービス利用の促進	①高齢者福祉の推進
			②障害者福祉の推進
	③児童福祉の推進		
	④ボランティア団体やNPO法人との連携		
	4 安全で安心できる生活環境の実現	(1)災害時の対応	①地域防災体制の整備
②避難行動要支援者への支援			
(2)見守り活動の推進		①地域見守り体制の支援・拡充	
		②防犯・交通事故防止対策の充実	
		③環境美化の推進	
(3)健康づくり		①健康づくり・介護予防の推進	
(4)人にやさしいまちづくり		①外出支援の推進	
		②ユニバーサルデザインの普及	
(5)生活困窮者対策の推進		①生活困窮者の自立相談支援	
	②子どもの学習支援		
	③再犯防止対策の推進・支援		